

# 2019年度 神栖市FUTSAL 年間リーグ実施要項

実施要項は、日本サッカー協会フットサル競技規則に準拠するほか、運営会議で決定された事項による。

## 1. 参加資格

- ① 本リーグに加盟登録するチームは、下記に定める規程を厳守出来るチームに限る。
- ② 年間登録費 30,000円とともに、団体及び選手の登録票を神栖市サッカー協会に提出しなければならない。

## 2. 試合方法

- ① 試合時間は、10分－3分－10分のランニングタイムとし延長戦は行わない。
- ② 第1試合 19:00 ~ 19:23  
第2試合 19:30 ~ 19:53  
第3試合 20:00 ~ 20:23
- ③ 各チームの協力のもと、決定した組合せ及び日程に基づきリーグ戦を実施する。
- ④ 決定した日程は、特別な理由がない限り変更しない。

## 3. 競技規則

- ① リーグ戦（水曜日）は、10チームによる4回戦総当たりとする。
- ② 試合成立は4名以上とし、試合開始時間を過ぎても4名に満たない場合は棄権とし、当該試合を0-5の負けとする。ただし、対戦相手チームとの協議のうえ登録外選手の出場を認められた場合、フレンドリーマッチとして実施出来ることを認める。
- ③ 試合開始時間に5名未満であっても予定通りに試合を開始する。
- ④ 1試合の交代人数に制限は設けない。
- ⑤ 試合に使用するボールは、事務局で用意する。
- ⑥ 一切の装身具の着用を禁止し、装身具を覆うテープの使用も不可とする。
- ⑦ 試合時、レガースを着用すること。
- ⑧ スパイクの使用は禁止。
- ⑨ 相手選手へのスライディングは禁止とする。
- ⑩ 相手選手、審判への執拗な挑発・屈辱的行為・暴言・暴力等を行った選手又はチームは嚴重処分若しくは退会処分とする。
- ⑪ 神栖市FUTSALリーグ特別ルール以外は、公式FUTSALルールに準ずる。

## 4. 総合成績の決定

- ① リーグ戦の勝ち点の合計で順位を決定する。
- ② 試合の勝者－3点・引き分け－1点・敗者－0点を与え勝ち点の多い順に順位を決定する。
- ③ 但し、勝ち点合計が同一のチームがある場合は以下の順位により決定する。
  - 1) 全試合の得失点差
  - 2) 全試合の総得点
  - 3) 当該チームの対戦成績
  - 4) 当該チームによる抽選
- ④ 新規チームの参入・登録チームの退会等で、リーグ編成に支障が生じる場合は、事務局にてリーグ編成の調整を行うこととする。

## 5. ユニフォーム

- ① 登録されたユニフォームを常備する。
- ② ユニフォームはチームで統一することとするが、揃っていないチームに対しては事務局よりピブスの貸し出しをする。

## 6. 警告・退場の処理

- ① リーグ戦をとおして警告が2回で次の試合は出場できない。
- ② 退場処分を受けた選手は、次のリーグ戦1試合は出場できない。
- ③ 警告についてはリーグ戦のみ適用され、他の大会等への持ち越しはない。

## 7. 審判

- ① 審判員は、日程表に割当てられたチームで実施する。
- ② 審判員は、試合結果を幹事チーム代表者若しくは代理者に報告をする。

## 8. 棄権

- ① チーム事情により棄権する場合は、対戦チーム・審判担当チーム・リーグ幹事チーム代表者に必ず連絡をすること。(0-5の負け)
- ② 棄権した場合でも審判員(2名)は必ず派遣すること。
- ③ 棄権が多く、他チームに迷惑を掛けたチームについては、翌年度の登録を認めない。

## 9. 準備

- ① フットサルコートの準備は、日程表に明記された第一試合の両チームが責任を持って行うこと。  
(フットサルコートは、18時から使用出来ます。)
- ② 試合球・ピブス等の貸し出し用具は、リーグ幹事チーム又は、第一試合のチームの者が管理棟より借りること。

## 10. 後片づけ

- ① フットサルコートの後片づけは、日程表に明記された最終試合の両チームが責任を持って行うこと。  
(21時まで片付けを全て終了すること。)
- ② 試合球・ピブス・GKグローブ・ストップウォッチ等の貸し出し用具は、全試合終了後にリーグ幹事チームが、紛失等がないかの確認を責任を持って行い、管理棟へ預けること。
- ③ グラウンドにゴミ箱は設置していないので、各自ゴミは持ち帰るようにする。

## 11. 試合の中止について

- ① リーグ戦は雨天決行とするが、台風・雷等の場合で中止と決定した場合のみ、リーグ責任者(米田康一)よりチーム代表者へ、一斉メールにより17時までに連絡を入れる。
- ② 中止となった試合については、後日改めて開催することとし、日程の詳細等は、リーグ責任者(米田康一)よりチーム代表者へ、一斉メールにより連絡を入れる。

## 12. チーム代表者

- ① チーム代表者は、自らのチームが参加する大会等の運営に係わる職務を適切に実施する。なお、チーム代表者が職務遂行に支障のある場合、当該チームはその都度代理者を設け、大会等の運営に係わる職務遂行に支障がないようにしなければならない。
- ② チーム代表者は、支障・問題等が生じた場合には、事務局に報告すること。
- ③ チーム代表者は、試合開始時間に間に合うよう開鍵・グラウンド準備を行う事をチームに徹底させる。

- ④ チーム代表者は、責任を持ってチーム及び応援者にマナーを守らせる。
- ⑤ チーム代表者は、試合終了後の後片づけ・清掃・施錠の確認を行う。

### 13. リーグ幹事チーム

- ① リーグ幹事チーム代表者は、毎節リーグ戦の試合結果をまとめ、事務局に報告をすること。（翌日まで）  
リーグ責任者 米田 康一 E-mail ko-1.37.a.c-y@axel.ocn.ne.jp
- ② リーグ幹事チーム代表者は、チーム代表者から問題点等の報告があった場合には、内容等を取りまとめリーグ責任者に報告すること。
- ③ リーグ幹事チームは、前年度成績の各リーグ4位になったチームが行うこととする。但し、連続した年度については辞退することができる。その場合5位のチームが行う。

### 14. その他

- ① 登録選手は、スポーツ傷害保険に加入することが望ましい。試合中の怪我等は各チームの責任において対応して下さい。
- ② ベンチ及びグラウンドの決められた場所以外では喫煙しないこと。（グラウンド内はすべて禁煙となっています）
- ③ グラウンド内は、飲食厳禁（飴・ガムを含む）とし、水分補給は水に限る。
- ④ 借用した備品の破損・損失の場合は当事者が弁償する。
- ⑤ リーグ戦実施要項及び社会人としてのマナーを守れないチームは、神栖市サッカー協会理事会で協議し、決定があれば翌年度のリーグ戦に参加させないことができる。

### 15. 表彰

- ① リーグ戦の成績に基づき神栖市サッカー協会より表彰を行う。
- ② 優勝チーム・2位チーム・3位チーム

### 16. 管理施設

- ① 神栖総合公園 神栖市奥野谷6170-16 TEL 0299-77-8128 FAX 0299-77-8128  
(サッカー場・フットサル場)
- ② 神栖海浜温水プール 神栖市南浜1-3 TEL 0299-97-1177 FAX 0299-97-0017  
(神栖総合公園・海浜サッカー場)